

鳥栖市監査告示第 11 号

令和 6 年 4 月 24 日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和4年度 財政援助団体等監査結果に係る措置について

監査対象団体	鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会
所 管 課	教育部 生涯学習課

【注意・検討を求める事項】

◆出納事務

○経理の一部について誤りが認められた。

【措置内容】

指摘のあった事務処理について、未処理であった元通帳への戻入については、残金の所在を確認のうえ戻入を行いました。

また、支払伝票の支払額の合算額と運営費管理の通帳からの払出額の差異については、社会保険料に係る支払伝票の誤記載であり、支払処理は適正であったため、支払伝票及び帳簿の訂正を行いました。

今後は、事務マニュアル等を確認するなど適切な運用を図るとともに、内容の精査、チェック体制を検証し、再発防止に努めます。